

施設基準等定例報告に係る提出書類フローチャート【歯科】

※赤字をクリックすると該当のページにジャンプします。

- 1、2、3のいずれか(又は全て)に該当しますか。
- 1 令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間に①～④についての診療実績がある。**
- ①金属床による総義歯の提供
 - ②う蝕に罹患している患者に係るフッ化物局所応用又は小窩裂溝填塞による指導管理
 - ③前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給の実施
 - ④歯科衛生実地指導料又は訪問歯科衛生指導料の算定
- 2 令和3年7月1日現在、次の⑤～⑩の届出・報告を行っている。**
- ⑤歯科点数表の初診料の注1の施設基準
 - ⑥在宅療養支援歯科診療所の施設基準
 - ⑦地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準
 - ⑧明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出
 - ⑨予約に基づく診察(選定療養)に係る特別の料金を徴収する旨の実施報告
 - ⑩保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察(選定療養)に係る特別の料金を徴収する旨の実施報告
- 3 令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間に保険外併用療養費の支給対象となる次の⑪～⑬の治験を行った実績がある。**
- ⑪医薬品の治験に関する診療
 - ⑫医療機器の治験に関する診療
 - ⑬再生医療等製品の治験に関する診療

はい

届けていない施設基準のうち、要件を満たしていない施設基準はありますか。

はい

「施設基準の適合性の確認について(報告)」【白黒刷り】と併せて要件を満たしていない施設基準に係る**辞退届**を提出してください。

また、「施設基準等の届出状況等の報告について(歯科)」【紺色刷り】に係る報告(※)を提出してください。

いいえ

「施設基準等の届出状況等の報告について(歯科)」【紺色刷り】に係る報告(※)を提出してください。

(「施設基準の届出の確認について(報告)」【白黒刷り】の報告様式の提出は不要です。)

いいえ

何らかの施設基準を届けていますか。

はい

はい

届けていない施設基準のうち、要件を満たしていない施設基準はありますか。

いいえ

はい

「施設基準の適合性の確認について(報告)」【白黒刷り】と併せて要件を満たしていない施設基準に係る**辞退届**を提出してください。

いいえ

ご提出いただく書類はありません。

※施設基準等の届出状況等の報告について(歯科)【紺色刷り】に係る報告について

一番左の四角囲みで列挙している項目のうち、①～⑥に係る報告については、同封の「報告様式①～③」を提出してください。(提出が必要な様式のみご提出ください。ホームページにも報告様式を掲載しています。)

また、⑦に係る報告については、「地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出書添付書類」を、⑧に係る報告については「明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出書」を、⑨⑩に係る報告については「総合報告様式(歯科)」を提出してください。(対象の医療機関には同封しています。また、ホームページにも報告様式を掲載しています。)

なお、⑪～⑬に係る報告については、報告様式を同封していませんので、該当する場合は、ホームページから報告様式をダウンロードの上、提出してください。